

令和4年度中山間地域等直接支払交付金の取組みについて

◆制度の概要

耕作放棄地の増加などにより水源かん養機能・洪水防止機能など、農業農村の有する多面的機能の低下が懸念されている中山間地域などにおいて、担い手の育成などによる農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付する制度です。令和2年度から第5期対策として、あらたな5年間の取組がスタートしています。

◆集落協定の概要

- ①集落名：中頓別集落（代表者 姉齒義宣）
- ②協定参加者数：41経営体（農業者40人、農地所有適格法人1組織）
- ③協定農用地面積：2,648ha
- ④農業生産活動等に要する経費：39,727千円
- ⑤共同取組活動の概要

令和4年度は、農業生産活動等の体制整備のため、廃プラスチック処分に係る経費、対象農地の確認のほか、食育活動の推進を目的として、学校給食（なかとん牛乳）への助成等を実施した他、令和5年度に自走式ハーベスターを導入するために、積立をしました。

取組み内容・交付金使途	金額
1. 集落の管理体制（集落役員などへの報酬、事務委託費など）	739千円
2. 農業生産活動 (1)農用地に関する事項（かぼちゃ種配布、学校給食助成）	116千円
3. 農業生産活動の体制整備 (1)農業生産活動などの継続に向けた活動（対象農地の圃場データ管理経費、廃プラスチック処分運賃）	1,672千円
4. その他（事務費、繰越金等）	13,820千円
計	16,347千円

◆協定農用地の基準別面積及び交付額

- ・草地比率の高い草地の基準単価（1,500円×10アール）で算定されています。
- ・交付対象面積：2,648ha
- ・交付額：39,727千円
財源内訳－国費（1/2）19,863千円、道費（1/4）9,932千円、町費（1/4）9,932千円

◆交付金の使用方法

- ・共同取組活動に充当 16,347千円
- ・協定参加者へ配分 23,380千円



対象農地の確認（農地パトロール）

お問い合わせ 産業課産業グループ（01634-8-7662）

子ども達のための「里親」制度のご案内です

一時的に一般家庭で養育していただくのが里親制度です。基準を満たす方であれば、里親になるのに特別な資格は必要ありません。数日間の短い期間から、年単位の長い期間まで養育をお願いすることができますが、その間のお子さんの生活費は公費負担で、里親さんには手当が支給されます。里親について知りたい方、里親を希望される方は、お気軽に児童相談所にご連絡ください。

10月14日（土）に稚内市で、映画の上映会と、里親を困んだ座談会を開催いたします。希望される方、興味のある方は児童相談所にご連絡ください。

受付・問い合わせ 北海道旭川児童相談所稚内分室（0162-32-6171）

老齢年金の手続きについて

老齢基礎年金は、10年以上受給資格期間がある方が65歳から受給できます。

老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間があり、厚生年金保険の被保険者期間がある方が65歳から受給できます。厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある場合は、65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金が受給できます。（生年月日に応じて受給開始年齢が異なります。）

年金は受け取る権利（受給権）ができたときに自動的に始まるものではなく、年金請求手続きが必要になります。

年金請求書の送付

- ・受給開始年齢に達し老齢年金の受給権が発生する方には受給開始年齢に到達する3か月前に年金を受け取るために必要な年金請求書が届きます。

年金請求書には年金の加入履歴が記録されているので記録を確認して「もれ」や「誤り」がある場合は事前に年金事務所までお問合せをしてください。

年金請求書の提出

- ・年金請求書に必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に添付書類とともに年金事務所または役場窓口へ提出してください。
- ・年金を請求せず年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると法律に基づき5年を過ぎた分の年金については受け取れなくなる場合があります。

年金の受け取りについて

- ・年金請求書の提出から約1～2か月後に「年金証書・年金決定通知書」が届きます。「年金証書・年金決定通知書」が届いてから1～2か月後に年金のお支払いのご案内が届き、年金の受け取りが始まります。

年金の繰り上げ受給について

- ・老齢基礎年金は原則として65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。
- ・繰り上げ受給の請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。



詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、
稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-74-1000)
または日本年金機構ホームページをご覧ください。